

## PIYORESORT INC 宿泊約款・利用規約

### 利用規約

当貸し別荘をご利用いただくご利用者様に安全かつ快適に過ごしていただくため、宿泊約款第9条に基づき、次の通り利用規約を定めておりますのでお守り頂けますようお願いいたします。この規約をお守り頂けない場合は、宿泊契約を解除させて頂く場合がございます。

#### 別荘のご利用形態について

1. 定員を超える人数でのご利用はお断りしております。
2. 宿泊されないご友人を呼び、施設を使用することはご遠慮ください。
3. 人数超過でのご利用が判明した場合、即時退去かつ超過人数一名につき50,000円の違約金をお支払いいただきます。

#### 当貸別荘について

1. 当貸別荘は、建物内全面禁煙をお願いしており、屋外のみ喫煙が可能です。喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用を負担して頂く場合がございます。喫煙は指定の場所にてお願いいたします。
2. 未成年者のみでのご利用はご遠慮ください。
3. 当施設におきましてはペット(動物)の同伴はご遠慮ください。発覚した場合除菌清掃費100,000円を請求いたします。
4. 当貸別荘の設備・備品等は、ご宿泊期間中に限りご利用者に貸与するものであり、お持ち帰りいただくことはできません。別荘内から持ち出さないようお願いいたします。
5. 下記物品などの持ち込みを禁止いたします。
  - i. 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等々の危険物  
(備付以外のBBQ機材)
  - ii. 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物(お香等)
  - iii. 許可証のない鉄砲、刀剣類
  - iv. 著しく大量な物品
  - v. その他法令で所持を禁じられている物等

6. 不可抗力以外の事由により、建造物、備品その他の物品を損傷、汚染あるいは紛失させた場合、相当額を弁償していただく場合がございます。

## ご利用について

1. 未成年者のみのご利用はできません。
2. 事前に申請いただいたご利用者様以外のご使用はお断りいたします。
3. 風紀、治安を乱すような行為や近隣住民の迷惑になる行為はご遠慮ください。
4. 物品販売、イベントなどの営業行為(展示会・その他)等の使用はお断りいたします。
5. 反社会的なご利用を禁止いたします。
6. 別荘にて大声を出すなど近隣に対する迷惑行為があり、近隣の住人から警察に通報された場合、法的にすべてご利用者様が責任を追うことになります。
7. ご利用者様の不注意で引き起こしたすべての事故、本規約に従わないために起こった事故に関する責任は当方では負いかねます。
8. ご利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関しまして、ご利用者様の責任においてお願いしております。
9. 内装・外観を変更・装飾するのはおやめください。
10. 海水浴、サーフィンを楽しまれて当施設に戻られた際は、屋外シャワーで砂を落としてから入室いただきますようお願いいたします。

## 保安上お守りいただきたい事項

1. ご在室中や特にご就寝の時は、内鍵の施錠をご確認ください。
2. ご来訪客と別荘内でのご面会はお止めください。その場合でも利用料として1人あたり50,000円を請求させていただきます。
3. 当施設をご利用中に、お客様が疾病ないしお怪我があった場合は、当施設はその責任を負いかねます。ただし当施設に帰責事由がある場合は、この限りではありません。
4. 本規約は、当施設の運営方針の変更、又は関係する法令の制定ないし改定により、事前予告なく変更させていただく場合がございます。

## 宿泊約款

## 第 1 条(適用範囲)

1. PIYORESORT(以下当施設)が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
2. 当施設が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第 2 条(宿泊契約の申込み)

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を申し出ていただきます
  - i. 宿泊者名および連絡先
  - ii. 宿泊日および到着予定時刻
  - iii. その他施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 第 3 条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当施設が前条(宿泊契約の申込み)の承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当施設が定める宿泊料金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 第 2 項の宿泊料金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

## 第 4 条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - i. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - ii. 既に予約が入っているとき。
  - iii. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - iv. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

- ロ・暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ・法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- v. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- vi. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- vii. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- viii. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

#### 第 5 条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当貸別荘は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当貸別荘が宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、予約確定後は理由に関わらずキャンセル料が全額発生いたします。ご予約確定後、またはご利用後の返金対応はございませんので予めご了承ください。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
4. 天候・災害等による交通規制等で宿泊施設にたどり着くことが困難な場合は、3ヶ月以内の日程変更を条件にキャンセル料無しでキャンセルが可能です。

#### 第 6 条(当貸別荘の契約解除権)

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - i. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - ii. 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ・暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ・法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - iii. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - iv. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - v. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - vi. 天災・災害・事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

vii. 室内・寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

#### 第 8 条(貸別荘の使用時間)

1. 宿泊客が当施設を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 10 時までとします。(アーリーチェックイン時は午後 1 時からただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

#### 第 9 条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めた利用規約に従っていただきます。

#### 第 10 条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当ウェブサイト、各 OTA の料金表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、当予約システムが指定した日までに指定の入金方法に従ってお支払いいただきます。
3. 当施設が宿泊客に施設を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### 第 11 条(当貸別荘の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

#### 第 12 条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、その指示を求めるものとします。ただし配送などの費用が発生する場合は、所有者にてご負担いただきます。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、

発見日を含め 10 日間保管し、その後処分いたしますので、予めご了承ください。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

### 第 13 条(駐車責任)

1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

### 第 14 条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

2. サウナご利用時にはロウリュ(水掛け)が可能です。一度に大量の水をかけると故障の原因になりますのでご注意ください。万が一水のかけ過ぎで故障してしまった場合には修理費用に加えて、休業損害費用についてもご負担頂きます。

約款・規約の内容につきましては、当施設の運営方針の変更、又は関係する法令の制定ないし改定により、事前予告なく変更させていただく場合がございます